

泉佐野市田尻町清掃施設組合

第一事業所 広域化施設改修計画に伴う

生活環境影響調査書

令和2年1月

泉佐野市田尻町清掃施設組合

環境影響調査報告書

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 - 1
--------------------------------------	-------

第1章 事業の概要

1. 1 処理施設の名称・事業の種類・事業者の名称・設置場所	1 - 1
1. 2 一般廃棄物の種類・処理能力	1 - 1
1. 3 事業の目的と必要性	1 - 1
1. 4 事業の内容	1 - 2
(1) 事業地の位置	1 - 2
(2) 事業のスケジュール	1 - 2
(3) し尿等の搬入・時間帯	1 - 2
(4) 施設の計画概要	1 - 5
(5) 施設の管理目標	1 - 1 0
(6) 一般廃棄物処理施設の設置（構造）・維持管理に関する計画	1 - 1 1

第2章 事業地及びその周辺の概況

2. 1 自然的条件	2 - 1
(1) 位置・地勢	2 - 1
(2) 気候	2 - 2
(3) 大気環境	2 - 4
(4) 水環境	2 - 8
(5) 公害苦情の状況	2 - 1 0
2. 2 環境保全を目的とした法律等による指定・規制の状況	2 - 1 1
(1) 規制基準等	2 - 1 1

第3章 調査項目の設定

3. 1 対象とする施設の種類	3 - 1
3. 2 調査の項目と選定	3 - 1
(1) 「調査指針」に準拠して定めた調査項目	3 - 1
(2) 「調査指針」以外に、別途設定した調査項目	3 - 2
(3) 調査項目に選定しなかった項目及び理由	3 - 2

第4章 総合的な評価

- | | | |
|------|---------------------------------|-------|
| 4. 1 | 施設の設置並びに維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容 | 4 - 1 |
| (1) | 環境監視計画 | 4 - 1 |
| ① | 管理体制 | 4 - 1 |
| ② | 環境監視計画 | |
| 4. 2 | 現状把握、予測、影響の分析の結果整理 | 4 - 2 |

はじめに

泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下、「本組合」という。）では、一般廃棄物処理施設「泉佐野市田尻町清掃施設組合 第1事業所」の改修を計画している。これは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第9条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の事由に該当することから第9条の3第8項の規定に基づく生活環境影響調査を実施するものである。

なお、本調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針^{※1}」（以下、「調査指針」という。）に基づき実施するものである。

※1 平成18年度9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

第1章 事業の概要

1. 1 処理施設の名称・事業の種類・事業者の名称・設置場所

事業（処理施設）の名称	泉佐野市田尻町清掃施設組合 第1事業所
事業の種類	し尿処理施設 ^{※2}
事業者の名称	泉佐野市田尻町清掃施設組合 管理者 千代松 大耕
所在地	大阪府泉佐野市6780番地

※2 廃棄物処理法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設のうち、し尿処理施設

1. 2 一般廃棄物の種類・処理能力

一般廃棄物の種類	し尿及び浄化槽に係る汚泥
現有処理能力	180kL/日（し尿135kL/日、浄化槽汚泥45kL/日）

1. 3 事業の目的と必要性

本事業の目的は、近隣自治体の熊取町が所有するし尿処理施設の老朽化が進行し、将来的に安定したし尿処理を行うことが難しい状況にある。そこで、本組合が保有する現有のし尿処理施設（以下「現有施設」という。）では、処理能力に余力があること、施設設備機器共に整備メンテナンスを行っており、将来的にも引き続き安定的にし尿処理を行えることから、現有施設の広域化改修工事を行うものである。

熊取町からのし尿受入れに伴い、施設の処理規模は226kL/日となり、現在の180kL/日から、46kL/日の増加となります。また処理規模増加に伴い、現有施設の改修工事を行います。

本事業では、大阪府が主導されているし尿広域化ロードマップに基づき、近隣エリアのし尿処理施設集約拠点の第一段として取り組むものである。

1. 4 事業の内容

(1) 事業地の位置

事業地は、泉佐野市役所から西南西へ直線距離で約2.0km離れたところに位置している。事業地の位置図を図1-4-1（次項）に、事業地近傍の空中写真を図1-4-2に示す。

(2) 事業のスケジュール

事業のスケジュールを表1-4-1に示す。

令和元年度から改修工事を開始し、供用開始（竣工）は令和3年4月を予定している。

表1-4-1 事業の実施に係る工程計画

項 目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
調査・計画	■				
改修工事 (試運転含む)				■	
供用・使用開始 予定年月日					■

(3) し尿等の搬入・時間帯

し尿等の搬入日・時間帯を表1-4-2に示す。

表1-4-2 し尿等の搬入日・時間帯

項 目	内 容
し尿等の 搬入日・時間帯	[搬入日] 年間305日（平成30年度実績と同程度と設定） 月曜日～土曜日 （年末年始を除く。） [搬入時間帯] 6時30分～17時00分
改修施設の 稼働時間帯	[稼働日・時間帯] ・受入設備、貯留設備 6日／週 10時間／日 ・前処理設備 6日間／週 ・高度処理設備 7日間／週 ・消毒・放流設備 7日間／週 ・汚泥処理設備 6日間／週 ・脱臭設備 7日間／週 （高、中、低濃度）



原図出典：「国土地理院地図」平成19年度～

図1-4-1 事業地の位置図



原図出典：「国土地理院地図」平成19年度～

図1-4-2 事業地近傍の空中写真

(4) 施設の計画概要

①施設の概要

施設の概要を表1-4-3に示す。

表1-4-3 施設の概要

項 目	概 要					
	現有施設			改修施設		
処理規模	180 kL/日			226 kL/日		
	(し尿：135 kL/日、浄化槽汚泥：45 kL/日)			(し尿：115 kL/日、浄化槽汚泥：111 kL/日)		
処 理 方 式	好気性消化+循環脱窒素処理方式			標準脱窒素処理方式 高度処理設備 (活性炭吸着塔新設)		
搬入受入方法	3台同時搬入			変更なし		
放 流 先	大阪湾			変更なし		
放 流 水 質	通常	最大	備考	通常	最大	備考
pH	(-)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
BOD	(mg/L)	10	30	10	30	
COD	(mg/L)	15	22.5	15	22.5	
SS	(mg/L)	10	70	10	70	
大腸菌群数	(個/cm ³)	750	3,000	750	3,000	
T-N	(mg/L)	25	40	20	20	低減
T-P	(mg/L)	1	2	1	2	
油分	(mg/L)	ND	ND	ND	ND	
放流量	(m ³ /日)	2,667		1,430		低減
臭気の除去方法	水洗脱臭塔 アルカリ次亜塩素酸ソーダ脱臭塔 活性炭吸着塔			変更なし		
新 規 設 備	—			受入設備 (トラックスケール)		
				高度処理設備 (水処理用活性炭吸着塔)		

現有施設の処理フローを図1-4-3に、改修後フローを図1-4-4に示す。なお、図1-4-4において、赤字・赤線は新規に導入する設備、青字・青線は撤去する設備、緑字・緑線は名称変更する設備とする。改修工事に伴う変更点は大きく2点あり、1点目は主処理を好気性消化+循環脱窒素処理方式から、標準脱窒素処理方式へ変更する。2点目は、高度処理として水処理用活性炭吸着設備を新たに新設します。

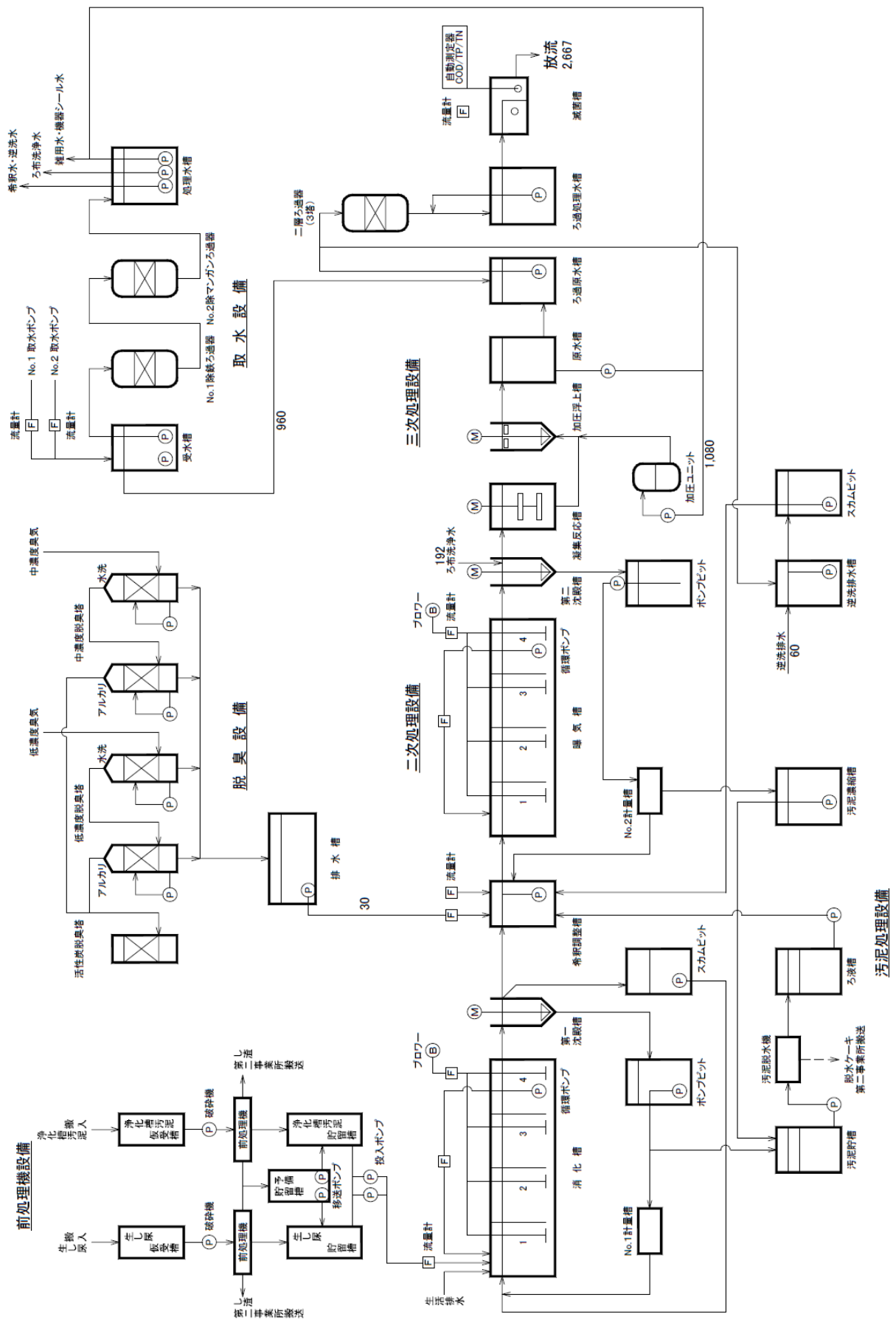


図 1 - 4 - 3 現有施設の処理フロー

②全体配置図

全体配置図を図1-4-5に示す。

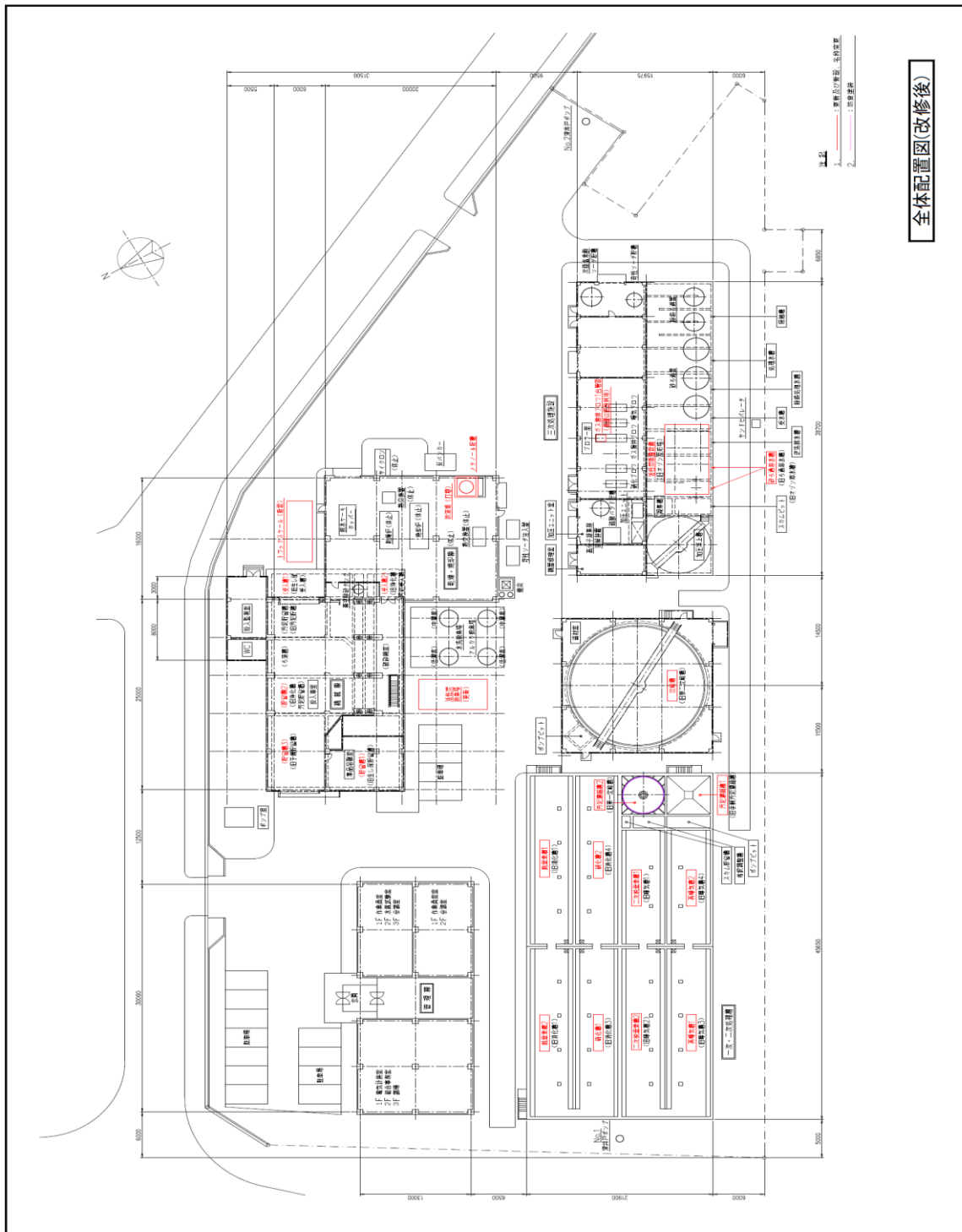


図1-4-5 全体配置図

(5) 施設の管理目標

法規制と施設管理目標を表1-4-4に示す。

表1-4-4 法規制と施設管理目標

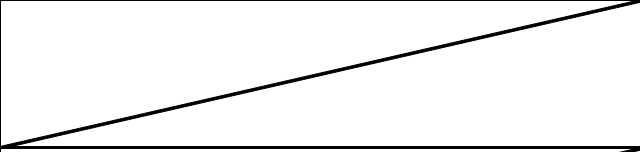
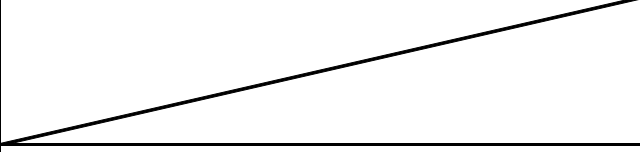
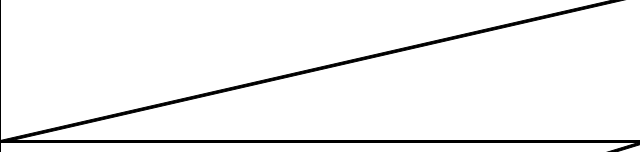
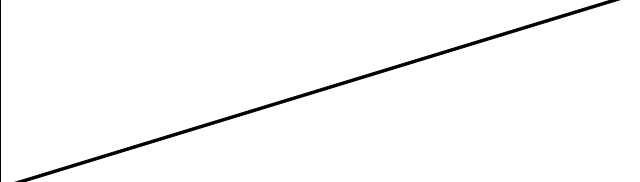
項 目	単 位	法規制値	上乘基準	施設管理目標値	
放流水の項目	pH	—	5.8～8.6	—	6.0～8.0
水質汚濁防止法： 上乘基準適用	BOD	mg/L	—	—	5
	COD	mg/L	160	30	12
	SS	mg/L	200	80	5
	大腸菌群数	個/cm ³	—	—	0
	窒素	mg/L	120	—	15
	リン	mg/L	16	—	1
	色度	mg/L	—	—	—
施設稼働の 悪臭濃度	臭気指数	—	10	10以下	10以下

- (6) 一般廃棄物処理施設の設置（構造）・維持管理に関する計画
 廃棄物処理法第8条の2項第1号（廃棄物処理法執行規則第4条第2項）、
 廃棄物処理法第8条の3第1項（廃棄物処理施工規則第4条の5第2項）の
 規定によるし尿処理施設の技術上の基準と事業者（本組合）の対応を
 表1-4-5に示す。

表1-4-5 し尿処理施設の技術上の基準と事業者の対応

(規則第4条関係)

技術上の基準	基準対応
1. <input checked="" type="checkbox"/> 重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	1. <input checked="" type="checkbox"/> 持地盤に鉄筋コンクリート造りの建物に施設を設置します。
2. <input checked="" type="checkbox"/> み、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	2. 排水に応じた耐食性材質の機器、配管で処分しています。
3. <input checked="" type="checkbox"/> みの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	3. 処理設備は建屋内に収納し、悪臭は捕集して、脱臭設備にて処理しています。
4. <input checked="" type="checkbox"/> しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	4. 建屋内に設置し窓、ドアを閉じて稼働します。最寄りの民家へは建物で減衰し基準値以下にします。
5. <input checked="" type="checkbox"/> みの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	5. 建屋内で処理を行い、床洗浄水はし尿とともに処理し、外部に排出しません。建屋は鉄筋コンクリート造で地下に浸透しない
6. <input checked="" type="checkbox"/> 設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	6. <input checked="" type="checkbox"/> 流水は、定期的に検査を行い、水質を満足していることを確認します。
7. <input checked="" type="checkbox"/> の要件を備えた受入設備が設けられていること。 (1) 受入口は、し尿の受入れに際し、し尿が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	7. <input checked="" type="checkbox"/> (1)足踏みシャッターでバキューム車のホースを固定し、漏洩がない状態で受け入れます。
(2) 受け入れたし尿中の異物等を除去できる受入槽、スクリーン等が設けられていること。	(2)受入槽、破砕機、スクリーンを設置しています。

技術上の基準	基準対応
<p>8.☑の要件を備えた貯留設備が設けられていること。</p> <p>(1) 消化槽等へのし尿の供給に必要な容量のものであること。</p>	<p>8.☑</p> <p>(1)必要な容量をポンプを設けて、流量計にて必要容量を監視しています。</p>
<p>(2) 貯留槽内のし尿量を監視できる装置が設けられていること。</p>	<p>(2)水位計で監視しています。</p>
<p>(3) スカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。</p>	<p>(3)液を移動させ、スカムに亀裂を生じさせ、裁断します。</p>
<p>(4) 貯留する浄化槽に係る汚泥のし尿に対する比率が著しく変動するおそれがある場合にあっては、当該比率の変動に対応できるものであること。</p>	<p>(4)し尿と浄化槽汚泥は著しく変動することはない為、受入槽にて混合して、軸ネジポンプにて定量で処理されます。</p>
<p>9.☑気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) し尿の嫌気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。</p>	<p>9.☑物学的脱窒素処理方式の為該当しません。</p>
<p>(2) 嫌気性消化を促進することができるかしくはん装置及びスカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。</p>	
<p>(3) 発生ガスの脱硫装置並びに脱硫後のガスの貯留タンク及び燃焼装置が設けられていること。</p>	
<p>10.☑気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) し尿の好気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。</p>	<p>10.☑物学的標準脱窒素処理方式の為該当しません。</p>
<p>(2) 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。</p>	
<p>(3) 好気性消化槽内のし尿のかしくはん及び好気性消化に必要な空気量を供給することができるばっ気装置が設けられていること。</p>	

技術上の基準	基準対応
<p>11.☒式酸化処理設備は、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) し尿の湿式酸化処理を行うことができる十分な容量のものであること。</p>	<p>11.☒物学的標準脱窒素処理方式の為該当しません。</p>
<p>(2) 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。</p>	
<p>(3) 昇圧ポンプは、し尿を反応塔内に圧入するのに必要な加圧ができるものであること。</p>	
<p>(4) 空気圧縮機又は熱交換器は、し尿の湿式酸化に必要な空気量又は熱量を供給できるものであること。</p>	
<p>12.☒性汚泥法処理設備は、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 脱離液、希釈水及び返送汚泥を混合する調整槽が設けられていること。</p>	<p>12.☒物学的標準脱窒素処理方式の為該当しません。</p>
<p>(2) ばっ気槽は、流入汚水量に応じた十分な容量のものであること。</p>	
<p>(3) ばっ気槽内の汚水のかくはん及びばっ気に必要な空気量の供給ができるばっ気装置が設けられていること。</p>	
<p>(4) ばっ気槽からの流入汚水量に応じた十分な容量の沈殿槽が設けられていること。</p>	
<p>(5) 汚泥返送装置は、ばっ気槽の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができるものであること。</p>	

技術上の基準	基準対応
<p>13.☒物学的脱窒素処理設備は、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) し尿の脱窒素及び硝化を行うことができる十分な容量のものであること。</p>	<p>13.</p> <p>(1)適正なBOD-SS及び総窒素-MLSS負荷より必要な容量を確保しています。</p>
<p>(2) 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。</p>	<p>(2)一軸ネジポンプにて定量的に連続供給します。</p>
<p>(3) 脱窒素槽内のし尿のかくはんができる装置が設けられていること。</p>	<p>(3)攪拌ブロワにて窒素ガスで攪拌します。</p>
<p>(4) 硝化槽内のし尿のかくはん及び硝化に必要な量の空気の供給を行うことができるばっ気装置が設けられていること。</p>	<p>(4)曝気ブロワーにより槽内散気管にてばっ気します。流量計を設置し空気流量計を監視します。</p>
<p>(5) 汚泥返送装置は、脱窒素槽及び硝化槽内の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができるものであること。</p>	<p>(5)混合液浮遊物質濃度を保つための必要量を満足する返送汚泥ポンプを設置しています。</p>
<p>(6) 流入汚水量に対応して固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。</p>	<p>(6)流入汚水量に対応した水面積、容量を満足した沈殿槽を設けています。</p>
<p>14.☒化槽に係る汚泥を専用に処理する設備は、固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。</p>	<p>14.☒尿と混合処理の設備なので該当しません。</p>
<p>15 放流水の消毒設備が設けられていること。</p>	<p>15.☒亜塩素酸ソーダで消毒するための、ポンプ、貯槽を設けています。</p>
<p>16.☒流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を20mg/L以下に、浮遊物質濃度の日間平均値を70mg/L以下に、大腸菌群数の日間平均値を3,000個/cm³以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。</p>	<p>16.☒窒素槽、硝化槽、沈殿槽の必要容量を確保しています。</p> <p>放流水質は定期的に分析して確認し、本施設は更に厳しい水質で施設の性能を保証しています。</p>

技術上の基準	基準対応
1. 受入設備又は貯留設備において生じた汚泥等は、当該設備の正常な機能が阻害されないように速やかに除去すること。	受入設備・貯留設備においては、スクリーンで夾雑物を速やかに除去しています。
2. 嫌気性消化処理設備の維持管理は、次の点に留意して行うこと。 (1) 消化槽へのし尿の投入は、当該消化槽の処理能力の範囲を超えないように、定量ずつ一定の間隔で行うこと。	生物学的脱窒素処理方式の為該当しません。
(2) 加温式の消化槽にあっては、消化槽の内部を設計時に定められた温度に保つこと。	/
(3) 消化槽内のかくはん及びスカムの破碎は、消化状況を勘案して行うこと。	/
(4) 脱離液の引出しは、かくはんを停止した後二時間以上静置してから行うこと。	/
(5) 消化槽からの汚泥の引出しは、槽内の汚泥量を適正に保持するように行うこと。	/
(6) 発生ガスは、脱硫を行った後、加温用の燃料等として使用し、又は燃焼させること。	/
3. 嫌気性消化処理設備にあっては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように定量ずつ連続的にし尿を投入するとともに、投入し尿量及び性状に応じた空気量を保持すること。	/
4. 好気式酸化処理設備にあっては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように定量ずつ連続的にし尿を投入するとともに、設計時に定められた温度、圧力及び空気量を保持すること。	/

技術上の基準	基準対応
5. <input checked="" type="checkbox"/> 殿槽からの汚泥の引出しは、一定の間隔で行うこと。	5. <input checked="" type="checkbox"/> ネジポンプにより、定量で連続して引き抜きます。
6. <input checked="" type="checkbox"/> 性汚泥法処理設備にあつては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように、脱離液、希釈水及び返送汚泥の量を適度に調節し、かつ、ばっ気槽内の溶存酸素量を適正に保つこと。	/
7. <input checked="" type="checkbox"/> 物学的脱窒素処理設備の維持管理は、次の点に留意して行うこと。 (1) 脱窒素槽へのし尿の投入は、当該設備の処理能力の範囲を超えないように、定量ずつ連続的に行うこと。	7. <input checked="" type="checkbox"/> (1) 定量ポンプで連続して投入し、流量計で管理します。
(2) 硝化槽にあつては、投入し尿量に対して設計時に定められた空気量を保持すること。	(2) 24時間連続で吹き込み、流量計で管理します。
8. <input checked="" type="checkbox"/> 尿の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	8. <input checked="" type="checkbox"/> 入し尿・浄化槽汚泥は、バキューム車のホースは受入口に接続し漏洩の無い状態で受入れます。臭気は捕集して脱臭装置にて処理します。
9. <input checked="" type="checkbox"/> はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	9. <input checked="" type="checkbox"/> アや窓を閉じ、建屋内で処理を行います。又建屋内の清掃に努めます。
10. <input checked="" type="checkbox"/> しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	10. <input checked="" type="checkbox"/> しい騒音、振動の発生するブロワには、消音器、防振ゴムを取り付け、又鉄筋コンクリート造りの建物内に設置して、騒音、振動を減衰させます。
11. <input checked="" type="checkbox"/> 流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を20mg/L以下に、浮遊物質の日間平均値を70mg/L以下に、大腸菌群数の日間平均値を3,000個/cm ³ 以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	11. <input checked="" type="checkbox"/> 期的に水質検査を行い、水質を満足していることを確認します。又放流水質は、より厳しい値を施設の性能保証値としています。

技術上の基準	基準対応
12. <input checked="" type="checkbox"/> 各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査及び水質検査を行うこと。	12. <input checked="" type="checkbox"/> 持管理計画書に基づき、適正な管理に努めます。
13. <input checked="" type="checkbox"/> 町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	13. <input checked="" type="checkbox"/> ら行います。
14. <input checked="" type="checkbox"/> 設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	14. <input checked="" type="checkbox"/> 録を作成し、3年間保存します。
/	/

1. 5 し尿等運搬車両搬入計画

し尿等を搬入する車両（以下「し尿等搬入車両」という。）の搬入計画を表1-5-1に示す。し尿運搬車両の1日平均車両台数は、現状で101台/日であり、改修後は23台/日増加の124台/日を見込んでいる。

また、施設改修に伴う搬入ルートの変更はない。

表1-5-1 し尿等運搬車両の搬入計画

項 目	現 状（現有施設供用時）	改 修（改修施設供用時）
搬入経路	図1-5-1（次項） 参照のこと。	変更なし
受入時間及び 日 数	○受入時間 月～土曜日 6:30～17:00	○受入時間 変更無し
	○受入日数 月間受入日数 約25日	○受入日数 変更無し
	○搬入車両の種類（し尿、浄化槽汚泥） ・バキューム車	○搬入車両の種類（し尿、浄化槽汚泥） ・バキューム車
	最大積載量：2t車 最大積載量：3t車 最大積載量：4t車 最大積載量：8t車 最大積載量：10t車	同 左
1日当たりの し尿等運搬車両 台 数	○搬出車両の車種（し渣・脱水汚泥） ダンプトラック	○搬出車両の車種（し渣・脱水汚泥） 同 左
	最大積載量：4t車	
	○搬入車両の日平均車両台数	
	①し尿等運搬車両 101台/日	①し尿等運搬車両 124台/日
	②し渣・脱水汚泥の運搬車両3台/日	②変更なし

現状のし尿等運搬車両台数は、平成30年4月1日～平成31年3月31日の年平均値（実績）である。



原図出典：「国土地理院地図」平成19年度～

図1-5-1 し尿等運搬車両の主要搬入ルート図

第2章 事業地及びその周辺の概況

2. 1 自然的条件

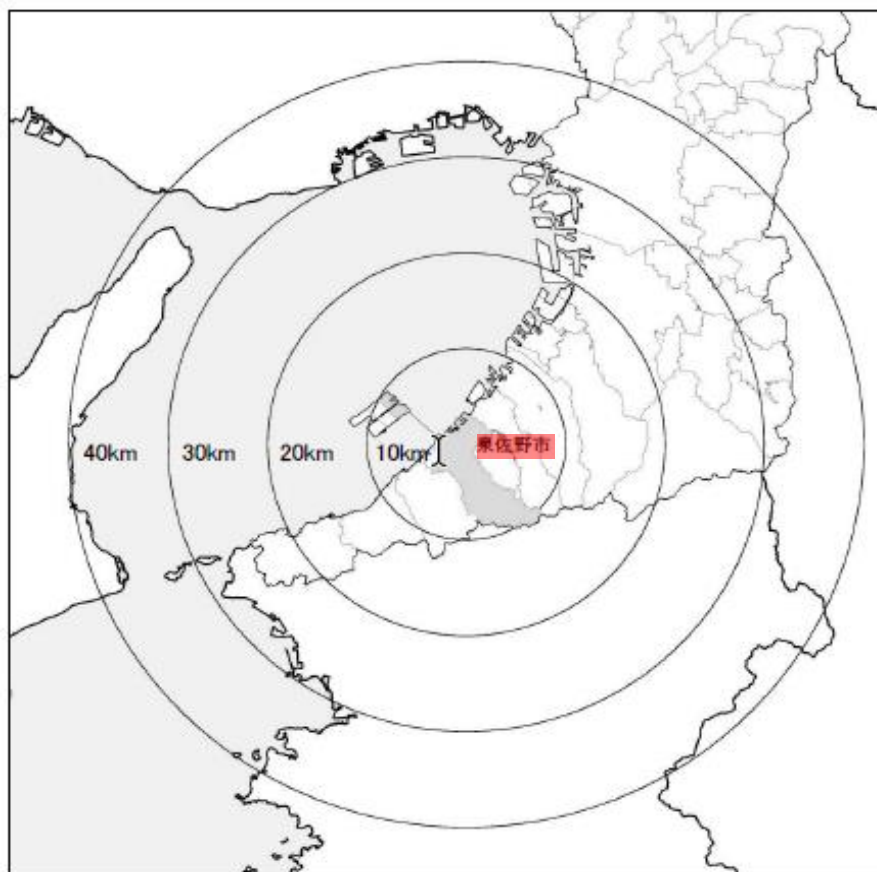
事業地及びその周辺の自然概況を把握するため、既存の資料調査を行った。

(1) 位置・地勢

泉佐野市は、大阪府の南部、大阪市と和歌山市のほぼ中央に位置しており、南北に細く長い市域を形成しています。北西は大阪湾に面し、北東は貝塚市、熊取町、南西は田尻町、泉南市、南東は和泉山脈の分水界を境として和歌山県に接しています。

大阪都心からは約30～40km離れた位置にあり、南海本線、J R 阪和線により約30分の距離にあります。

関西国際空港と空港連絡橋でつながっており、関西国際空港を一つの核と位置づける大阪湾地域において重要な位置にあります。



(2) 気候

泉佐野市は、大阪湾、瀬戸内海特有の比較的温暖で年間平均気温は15.5℃です。気候は、泉佐野市は年間雨量が非常に多いです。最も乾燥している時期でも、雨がよく降ります。暖温帯に属し、年間降水量は1,587mm前後と、関西地方としては比較的住みよい気候となっている。事業地にもっとも近い関西航空地方気象台の観測結果をもとに、平成25年度から平成30年度までの過去5年間の気象概況を表2-1-1及び図2-1-1～図2-1-3（次項）に示す。

表2-1-1 過去5年間の気象概況
(日平均気温・降水量・降雪量)

区 分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	合計	
関 西 航 空 地 方 気 象 台	日平均 気 温 (単位：℃)	平成26年	6.5	5.9	9.7	13.7	18.8	23	26.9	27.4	24.4	20	15	7.6	16.6	—
		平成27年	6.7	7.1	9.7	15	20.2	22.1	25.8	27.8	23.3	19.5	15.8	10.9	17.0	—
		平成28年	7.6	7.7	10.2	15.5	20	22.7	27.1	29.1	25.5	20.7	14.4	10.5	17.6	—
		平成29年	7	6.8	9.1	15	19.9	21.9	27.7	28.6	24.3	18.8	13.5	7.9	16.7	—
		平成30年	5.6	5.4	10.5	15.7	18.9	22.4	28.1	28.6	24.2	19.9	15.3	10.2	17.1	—
	降水量 (単位：mm)	平成26年	43	48.5	137	70	76	68.5	90	348.5	46.5	277	57.5	107.5	114.2	1370
		平成27年	75.5	17	157.5	95	81.5	115	286.5	116	129	27.5	106	103	109.1	1309.5
		平成28年	65	79.5	90.5	108.5	138.5	205.5	87	48	204	41	76.5	83.5	102.3	1227.5
		平成29年	28.5	32	38	56.5	76	153	78.5	63.5	87.5	486.5	43.5	29	97.7	1172.5
		平成30年	53	35.5	122	91.5	256	150.5	304	82	282	38.5	23.5	61.5	125.0	1500
	降雪量 (単位：cm)	平成26年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
		平成27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
		平成28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
		平成29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
		平成30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0

統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料がかけていない）と同等に扱う（準正常値）。

必要な資料は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

資料：（平成26年～平成30年度）気象庁

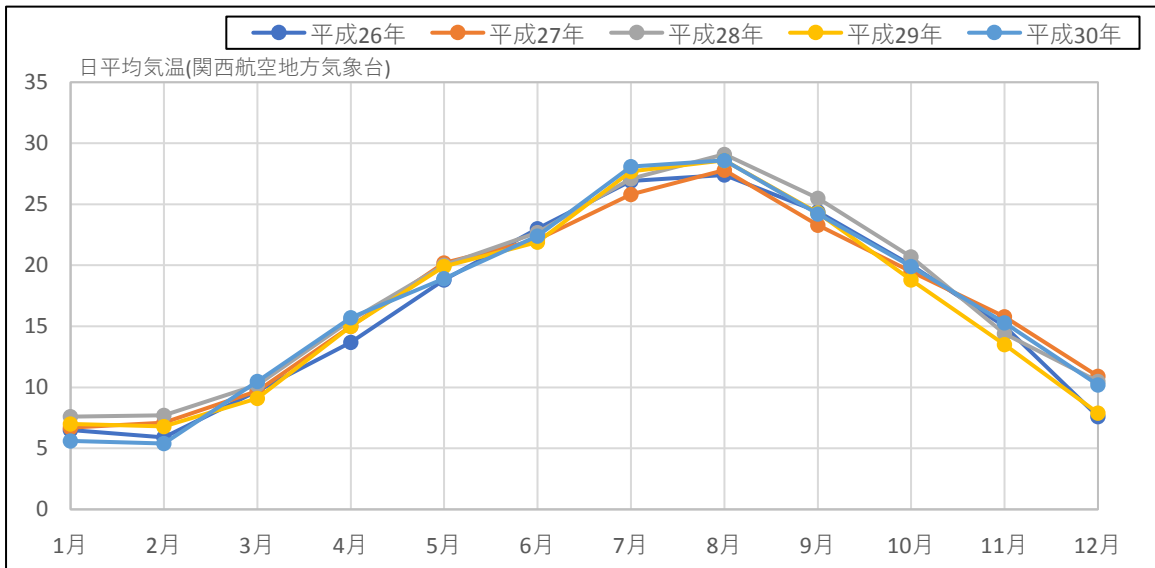


図 2 - 1 - 1 日平均気温の経年推移

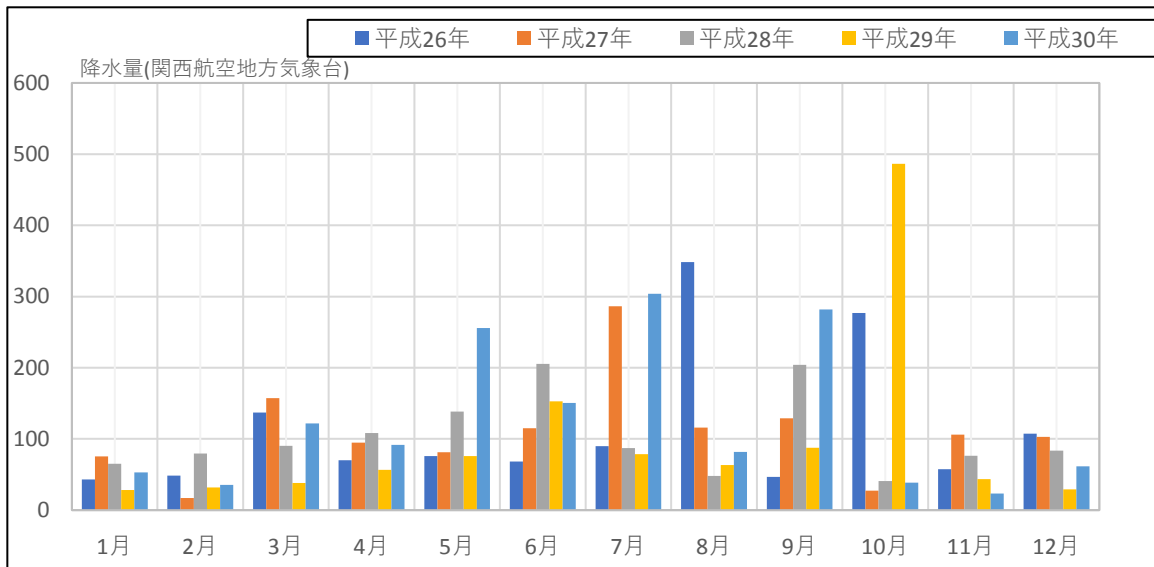


図 2 - 1 - 2 降水量の経年推移

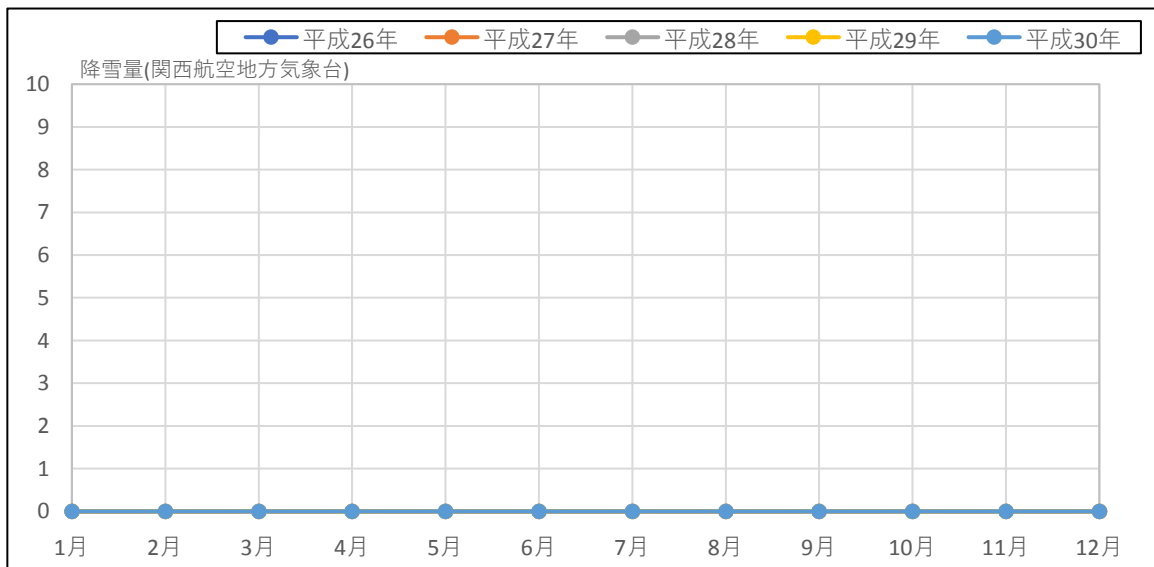


図 2 - 1 - 3 降雪量の経年推移

(3) 大気環境

「大気汚染防止法」第22条第1項に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならないとされている。大阪府泉佐野市に一般環境大気測定所を設置し大気環境の状況を調査している。ここでは平成24年度及び平成29年度において事業地付近で調査した結果を表2-1-2～表2-1-5に示す。

下記の調査結果はいずれも環境基準を下回っていた。

表2-1-2 事業地区の大気汚染常時監視測定局測定結果(1/4)

(1)二酸化窒素濃度の年間測定結果
(1)一般環境大気測定局

所管	所在地	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準達成状況
								(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
八尾市	八尾市	水越	他	349	8301	0.009	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
大阪府	泉佐野市	佐野中学校	住	363	8622	0.011	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
大阪府	富田林市	富田林市役所	商	347	8286	0.008	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○
大阪府	寝屋川市	寝屋川市役所	商	252	6134	0.014	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0.031	0	○
寝屋川市	寝屋川市	成田	住	364	8627	0.011	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○
大阪府	河内長野市	三日月公民館	住	356	8464	0.005	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	○
松原市	松原市	大塚高校	住	361	8594	0.016	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	○
大阪府	大東市	大東市役所	住	360	8608	0.012	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.029	0	○
大阪府	和泉市	緑ヶ丘小学校	住	364	8629	0.007	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0	○
大阪府	柏原市	府立修徳学院	未	363	8626	0.007	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	○
柏原市	柏原市	柏原市役所	商	353	8477	0.009	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○
門真市	門真市	門真市役所	住	356	8481	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0	○
門真市	門真市	門真市南	住	362	8610	0.015	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0	○
大阪府	高石市	高石中学校	住	359	8562	0.013	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○
高石市	高石市	高石消防署高師出張所	住	355	8532	0.017	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	○
大阪府	藤井寺市	藤井寺市役所	住	339	8139	0.012	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
東大阪市	東大阪市	東大阪市西保健センター	商	296	7040	0.013	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.030	0	○
東大阪市	東大阪市	東大阪市六万寺(仮設)	商	363	8605	0.012	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
大阪府	泉南市	泉南市役所	住	360	8551	0.009	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
交野市	交野市	交野市役所	住	362	8634	0.010	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
大阪府	南海市	南海団地	住	361	8589	0.006	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0	○
大阪府	島本町	島本町役場	住	359	8547	0.014	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○
大阪府	豊能町	豊能町役場	未	363	8629	0.004	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	○

表 2 - 1 - 2 事業地区の大気汚染常時監視測定局測定結果 (2 / 4)

(3)浮遊粒子状物質濃度の年間測定結果
(1)一般環境大気測定局

所管	所在地	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準達成状況	
							(日)	(時間)	(日)	(%)					(日)	(%)
八尾市	八尾市	八尾市保健所	商	362	8634	0.020	0	0.0	0	0.0	0.105	0.046	○	0	○	○
八尾市	八尾市	水越	他	361	8617	0.015	0	0.0	0	0.0	0.149	0.044	○	0	○	○
大阪府	泉佐野市	佐野中学校	住	358	8594	0.020	0	0.0	0	0.0	0.090	0.047	○	0	○	○
大阪府	富田林市	富田林市役所	商	360	8641	0.017	0	0.0	0	0.0	0.094	0.042	○	0	○	○
大阪府	豊原川市	豊原川市役所	商	360	8645	0.017	0	0.0	0	0.0	0.083	0.039	○	0	○	○
豊原川市	豊原川市	成田	住	362	8698	0.020	0	0.0	0	0.0	0.078	0.045	○	0	○	○
大阪府	河内長野市	三日市公民館	住	361	8648	0.019	0	0.0	0	0.0	0.088	0.046	○	0	○	○
松原市	松原市	大塚高校	住	362	8670	0.018	0	0.0	0	0.0	0.078	0.038	○	0	○	○
大阪府	大東市	大東市役所	住	360	8645	0.018	0	0.0	0	0.0	0.096	0.043	○	0	○	○
大阪府	和泉市	緑ヶ丘小学校	住	362	8666	0.016	0	0.0	0	0.0	0.068	0.039	○	0	○	○
大阪府	柏原市	府立修善学院	未	360	8624	0.018	0	0.0	0	0.0	0.095	0.041	○	0	○	○
大阪府	柏原市	柏原市役所	未	247	6056	0.017	0	0.0	0	0.0	0.110	0.039	○	0	○	○
門真市	門真市	門真市役所	住	354	8501	0.017	0	0.0	0	0.0	0.113	0.037	○	0	○	○
門真市	門真市	門真市南	住	362	8675	0.016	0	0.0	0	0.0	0.137	0.039	○	0	○	○
大阪府	高石市	高石中学校	住	352	8449	0.019	0	0.0	0	0.0	0.091	0.046	○	0	○	○
高石市	高石市	高石消防署高師浜出張所	住	354	8526	0.019	0	0.0	0	0.0	0.176	0.047	○	0	○	○
大阪府	藤井寺市	藤井寺市役所	住	361	8646	0.016	0	0.0	0	0.0	0.076	0.040	○	0	○	○
東大阪市	東大阪市	東大阪市西保健センター	商	345	8216	0.019	0	0.0	0	0.0	0.103	0.045	○	0	○	○
東大阪市	東大阪市	東大阪市六万寺(仮設)	商	362	8652	0.020	0	0.0	0	0.0	0.123	0.050	○	0	○	○
大阪府	泉南市	泉南市役所	住	359	8617	0.017	0	0.0	0	0.0	0.086	0.043	○	0	○	○
交野市	交野市	交野市役所	住	357	8576	0.013	0	0.0	0	0.0	0.080	0.033	○	0	○	○
大阪府	阪南市	南海団地	住	359	8616	0.016	0	0.0	0	0.0	0.083	0.041	○	0	○	○
大阪府	島本町	島本町役場	住	361	8663	0.016	0	0.0	0	0.0	0.079	0.037	○	0	○	○
大阪府	豊能町	豊能町役場	未	362	8654	0.015	0	0.0	0	0.0	0.100	0.037	○	0	○	○

表2-1-2 事業地区の大気汚染常時監視測定局測定結果(3/4)

(5)光化学オキシダント濃度の年間測定結果
(1)一般環境大気測定局

所管	所在地	測定局名	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準達成状況	備考
				(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)		
大阪府	大阪市中央区	国設大阪	商	365	5389	0.030	51	264	0	0	0.106	0.044	×	*
大阪府	大阪市此花区	此花区役所	住	353	5195	0.027	51	212	0	0	0.110	0.042	×	*
大阪府	大阪市大正区	平尾小学校	住	352	5212	0.030	62	286	0	0	0.106	0.045	×	*
大阪府	大阪市西淀川区	淀中学校	住	363	5394	0.031	59	271	0	0	0.116	0.045	×	*
大阪府	大阪市淀川区	野山小学校	準工	337	4974	0.031	44	226	1	2	0.133	0.044	×	*
大阪府	大阪市生野区	勝山中学校	住	365	5442	0.032	70	330	0	0	0.112	0.047	×	*
大阪府	大阪市旭区	大富中学校	住	365	5425	0.032	70	371	1	2	0.124	0.047	×	*
大阪府	大阪市城東区	聖賢小学校	住	365	5453	0.030	65	312	0	0	0.117	0.045	×	*
大阪府	大阪市住之江区	清江小学校	住	365	5431	0.030	67	316	0	0	0.096	0.045	×	*
大阪府	大阪市平野区	摂陽中学校	住	357	5293	0.031	71	338	1	2	0.120	0.046	×	*
大阪府	大阪市西成区	今宮中学校	商	365	5432	0.030	60	241	0	0	0.104	0.044	×	*
大阪府	大阪市西区	九条南小学校	準工	348	5189	0.027	48	203	0	0	0.097	0.041	×	*
大阪府	大阪市鶴見区	茨田北小学校	住	365	5432	0.032	71	367	0	0	0.113	0.047	×	*
大阪府	大阪市住之江区	南港中央公園	準工	364	5355	0.023	42	138	0	0	0.097	0.039	×	*
堺市	堺市堺区	少林寺	住	364	5391	0.028	39	129	0	0	0.092	0.042	×	*
堺市	堺市西区	浜寺	住	365	5429	0.032	79	361	0	0	0.115	0.048	×	*
堺市	堺市堺区	石津	住	365	5430	0.030	66	261	0	0	0.103	0.045	×	*
堺市	堺市堺区	三宝	住	365	5435	0.028	51	209	0	0	0.100	0.043	×	*
堺市	堺市南区	若松台	住	365	5427	0.037	104	581	3	8	0.132	0.052	×	*
堺市	堺市東区	登美丘	住	340	5042	0.034	81	413	2	5	0.126	0.049	×	*
堺市	堺市中区	深井	住	329	4885	0.034	85	467	4	9	0.139	0.051	×	*
堺市	堺市美原区	美原	住	365	5437	0.032	80	427	3	7	0.138	0.048	×	*
堺市	堺市北区	金岡南	住	348	5179	0.033	84	434	3	3	0.139	0.050	×	*
大阪府	岸和田市	岸和田中央公園	住	364	5367	0.033	76	394	0	0	0.099	0.048	×	*
豊中市	豊中市	豊中市子成	準工	365	5394	0.033	60	344	1	2	0.125	0.048	×	*
大阪府	池田市	池田市立南畑会館	住	365	5406	0.036	64	349	1	2	0.125	0.049	×	*
吹田市	吹田市	吹田市差水	商	365	5410	0.035	74	401	2	4	0.127	0.049	×	*
吹田市	吹田市	吹田市北消防署	住	365	5411	0.036	81	418	1	2	0.125	0.051	×	*
吹田市	吹田市	吹田市川園	住	124	1837	0.040	50	304	1	1	0.120	0.058	×	*
吹田市	吹田市	吹田市高野台	住	222	3272	0.030	16	44	0	0	0.075	0.043	×	*
大阪府	泉大津市	泉大津市役所	準工	365	5230	0.034	75	405	0	0	0.116	0.049	×	*
高槻市	高槻市	高槻北	住	358	5272	0.033	65	337	0	0	0.110	0.047	×	*
高槻市	高槻市	庄所	住	363	5389	0.031	62	325	0	0	0.108	0.046	×	*
大阪府	貝塚市	貝塚市消防署	住	365	5401	0.036	88	479	0	0	0.108	0.050	×	*
大阪府	守口市	西部コミュニティセンター	住	365	5411	0.031	65	328	1	2	0.125	0.048	×	*
守口市	守口市	第一測定局(金田)	住	365	5394	0.034	75	411	2	3	0.124	0.050	×	*
守口市	守口市	第二測定局(大日)	準工	363	5300	0.029	40	142	0	0	0.115	0.043	×	*
守口市	守口市	第三測定局(鶴)	準工	365	5386	0.033	84	434	1	1	0.135	0.049	×	*
枚方市	枚方市	楠葉	住	365	5375	0.032	71	407	1	1	0.121	0.048	×	*
枚方市	枚方市	枚方市役所	商	365	5380	0.035	77	437	1	1	0.121	0.050	×	*
枚方市	枚方市	王仁公園	未	364	5379	0.033	68	364	0	0	0.112	0.048	×	*
大阪府	茨木市	茨木市役所	商	365	5409	0.030	46	208	0	0	0.099	0.043	×	*
茨木市	茨木市	耳原小学校	住	361	5331	0.033	63	345	0	0	0.114	0.047	×	*
八尾市	八尾市	八尾市保健所	商	365	5397	0.033	82	460	4	7	0.125	0.049	×	*
大阪府	泉佐野市	佐野中学校	住	365	5406	0.033	75	358	0	0	0.101	0.047	×	*

注)備考の*は紫外線吸収法(乾式)、空欄は吸光光度法で測定

表 2 - 1 - 2 事業地区の大気汚染常時監視測定局測定結果 (4 / 4)

(8) 二酸化硫黄濃度の年間測定結果
 (1) 一般環境大気測定局

所管	所在地	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準達成状況		備考
							(時間)	(%)	(日)	(%)					長期	短期	
							(日)	(時間)	(ppm)	(時間)					(%)	(日)	
大阪府	大阪市中央区	国設大阪	住	363	8617	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.004	○	0	○	○	*
大阪府	大阪市此花区	此花区役所	住	360	8621	0.003	0	0.0	0	0.0	0.020	0.007	○	0	○	○	*
大阪府	大阪市大正区	平尾小学校	住	347	8291	0.003	0	0.0	0	0.0	0.026	0.007	○	0	○	○	*
大阪府	大阪市淀川区	野中中学校	準工	355	8529	0.003	0	0.0	0	0.0	0.020	0.008	○	0	○	○	
大阪府	大阪市生野区	勝山中学校	住	364	8718	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.013	○	0	○	○	
大阪府	大阪市旭区	大宮中学校	住	363	8710	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.012	○	0	○	○	
大阪府	大阪市城東区	聖賢小学校	住	365	8722	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.016	○	0	○	○	
大阪府	大阪市住之江区	清江小学校	住	364	8706	0.006	0	0.0	0	0.0	0.029	0.015	○	0	○	○	
大阪府	大阪市平野区	摂陽中学校	住	364	8707	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.019	○	0	○	○	
大阪府	大阪市西区	丸案南小学校	準工	365	8716	0.005	0	0.0	0	0.0	0.042	0.018	○	0	○	○	
大阪府	大阪市住之江区	南港中央公園	準工	355	8542	0.004	0	0.0	0	0.0	0.028	0.009	○	0	○	○	*
堺市	堺市堺区	少林寺	住	361	8589	0.003	0	0.0	0	0.0	0.033	0.008	○	0	○	○	*
堺市	堺市西区	浜寺	住	364	8714	0.005	0	0.0	0	0.0	0.087	0.011	○	0	○	○	
堺市	堺市西区	石津	住	364	8700	0.005	0	0.0	0	0.0	0.075	0.014	○	0	○	○	
堺市	堺市堺区	三宝	住	365	8705	0.005	0	0.0	0	0.0	0.052	0.011	○	0	○	○	
堺市	堺市南区	若松台	住	365	8719	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.007	○	0	○	○	
堺市	堺市北区	金岡南	住	348	8314	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.010	○	0	○	○	
大阪府	岸和田市	岸和田中央公園	準工	362	8603	0.002	0	0.0	0	0.0	0.017	0.004	○	0	○	○	*
豊中市	豊中市	豊中市千成	準工	352	8508	0.004	0	0.0	0	0.0	0.018	0.008	○	0	○	○	
吹田市	吹田市	吹田市北消防署	住	362	8641	0.002	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004	○	0	○	○	*
吹田市	吹田市	吹田市川園	住	121	2915	0.005	0	0.0	0	0.0	0.021	0.009	○	0	-	-	
吹田市	吹田市	吹田市高野台	住	221	5310	0.003	0	0.0	0	0.0	0.011	0.006	○	0	-	-	
高槻市	高槻市	高槻北	住	346	8251	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0	○	○	*
高槻市	高槻市	庄所	住	361	8547	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0	○	○	*
守口市	守口市	第一測定局(金田)	住	365	8891	0.004	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	○	0	○	○	
守口市	守口市	第二測定局(大日)	準工	363	8673	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.006	○	0	○	○	
守口市	守口市	第三測定局(錦)	準工	357	8559	0.005	0	0.0	0	0.0	0.018	0.010	○	0	○	○	
枚方市	枚方市	枚方市役所	商	363	8629	0.000	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0	○	○	*
枚方市	枚方市	王仁公園	未	362	8625	0.000	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0	○	○	*
大阪府	茨木市	茨木市役所	商	364	8628	0.002	0	0.0	0	0.0	0.017	0.004	○	0	○	○	*
茨木市	茨木市	耳原小学校	住	358	8573	0.004	0	0.0	0	0.0	0.018	0.007	○	0	○	○	*
八尾市	八尾市	八尾市保健所	商	360	8516	0.002	0	0.0	0	0.0	0.022	0.004	○	0	○	○	*
八尾市	八尾市	水越	商	364	8617	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.002	○	0	○	○	*
大阪府	富田林市	富田林市役所	商	363	8635	0.002	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	○	*
堺屋川市	堺屋川市	成田	住	360	8616	0.002	0	0.0	0	0.0	0.016	0.005	○	0	○	○	
門真市	門真市	門真市役所	住	365	8678	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	○	*
門真市	門真市	門真市南	住	361	8646	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.004	○	0	○	○	*
大阪府	高石市	高石中学校	住	360	8585	0.002	0	0.0	0	0.0	0.066	0.006	○	0	○	○	*
高石市	高石市	高石消防署高師浜出張所	住	359	8623	0.006	0	0.0	0	0.0	0.057	0.013	○	0	○	○	
東大阪府	東大阪府	東大阪西保健センター	商	365	8702	0.005	0	0.0	0	0.0	0.019	0.010	○	0	○	○	
東大阪府	東大阪府	東大阪六万寺(仮設)	商	364	8636	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.004	○	0	○	○	*
交野市	交野市	交野市役所	住	362	8720	0.003	0	0.0	0	0.0	0.018	0.007	○	0	○	○	

注) 備考の*は紫外線蛍光法(乾式)、空欄は溶液導電率法で測定

資料：平成29年度実績「大阪府 大気汚染常時監視測定局測定結果」

(4) 水環境

「水質汚濁防止法」第15条第1項に基づき、都道府県知事は環境省令で定めるところにより、公共用水域の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされている。大阪府が実施している公共用水域（海域）の調査結果のうち、放流先の大阪湾（海域）に関する調査結果を表2-1-6に示す。

表2-1-6 大阪湾の水質調査結果（1/2）

地点統一番号	府独自番号	地点名	水域名					類型		N・P水域名					類型		類型(水生生物)		担当機関
60401	0009	A-6	大阪湾(4)					A		大阪湾(ハ)					II		生物A		大阪府
採取月日		層	4/28	5/8	6/6	7/17	8/7	9/12	10/12	11/1	12/13	1/25	2/13	3/1	m / n	最小値	～	最大値	平均値
採取時刻			8:44	8:49	8:52	9:02	9:43	8:55	8:55	8:54	8:45	8:45	9:25	8:50					
水深(m)			20.5	20.9	20.7	21.2	20.9	21.3	21.3	19.7	20.5	20.7	20.0	20.5					
天候			快晴	晴れ	雨	晴れ	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	快晴					
気温(℃)			18.2	18.4	20.4	26.8	28.0	22.8	17.8	16.3	9.0	6.9	7.0	10.0					
水温(℃)		表底	16.6	16.9	20.6	24.7	27.9	24.7	22.2	21.1	16.3	11.7	10.0	11.0					
色相		表底	14.2	15.3	18.2	22.4	24.8	24.2	23.2	21.2	16.4	11.8	10.8	11.2					
気相		表底	濃灰黄緑	濃緑	濃緑	濃緑青	濃緑	濃黄緑	濃緑青	濃黄緑	濃黄緑	濃緑青	濃灰黄緑	濃黄緑					
透明度(m)		表底	2.5	5.9	4.0	8.5	7.2	3.0	7.0	3.5	6.0	3.7	3.9	6.5					
透視度(cm)		表底	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50					
生活環境項目	pH (-)	表底	8.8	8.3	8.4	8.2	8.4	8.1	8.3	8.3	8.3	8.3	8.4	8.3	4 / 12	8.1	～	8.8	
		表底	8.2	8.2	8.2	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.1	0 / 12	8.1	～	8.3
	D O (mg/L)	表底	14	8.3	8.9	7.4	7.2	6.5	7.0	6.9	7.7	8.7	11	10	5 / 12	6.5	～	14	8.6
		表底	7.7	7.3	6.8	6.2	6.0	5.7	6.4	6.8	7.7	8.7	9.4	8.9	7 / 12	5.7	～	9.4	7.3
	D O 飽和度 (%)	表底	180	104	118	106	109	92	96	94	96	99	124	119	- / 12	92	～	180	111
		表底	92	88	88	87	87	81	90	93	96	99	104	99	- / 12	81	～	104	92
	COD(酸性法) (mg/L)	表底	5.8	2.5	3.0	2.0	2.3	2.5	2.3	1.9	1.9	2.0	4.0	2.5	8 / 12	1.9	～	5.8	2.7
		表底	2.6	2.1	2.0	1.9	2.0	2.2	2.1	1.9	1.9	1.7	2.7	1.9	5 / 12	1.7	～	2.7	2.1
	溶解性COD(酸性法) (mg/L)	表底	3.1	1.8	2.2	1.8	1.8	1.7	1.2	1.5	1.1	1.1	1.8	1.6	- / 12	1.1	～	3.1	1.7
		表底	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.4	1.1	1.4	1.1	1.0	1.4	1.4	- / 12	1.0	～	1.7	1.4
	COD(アルカリ性法) (mg/L)	表底	3.3	1.4	1.7	1.5	1.5	1.0	1.2	1.4	1.4	1.0	1.8	1.5	- / 12	1.0	～	3.3	1.6
	大腸菌群数(MPN/100mL)	表底	7.8×10 ⁰	<1.8	<1.8	<1.8	<1.8	7.9×10 ²	2.3×10 ¹	<1.8	<1.8	<1.8	7.8×10 ⁰	<1.8	0 / 12	<1.8	～	7.9×10 ²	7.0×10 ¹
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	表底	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0 / 12	N.D	～	N.D	N.D
	全窒素 (mg/L)	表底	0.45	0.23	0.25	0.23	0.21	0.40	0.24	0.34	0.21	0.22	0.20	0.21	3 / 12	0.20	～	0.45	0.27
		表底	0.30	0.22	0.17	0.25	0.20	0.37	0.18	0.25	0.24	0.24	0.18	0.19	1 / 12	0.17	～	0.37	0.23
全磷 (mg/L)	表底	0.036	0.018	0.029	0.022	0.018	0.043	0.031	0.025	0.026	0.023	0.016	0.014	3 / 12	0.014	～	0.043	0.025	
	表底	0.023	0.022	0.025	0.022	0.022	0.039	0.030	0.029	0.025	0.022	0.019	0.023	1 / 12	0.019	～	0.039	0.025	
全亜鉛(水生生物) (mg/L)	表底	0.002	0.002	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	<0.001	<0.001	- / 6	<0.001	～	0.004	0.003	
ノニフェール(水生生物) (mg/L)	表底	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	
L A S(水生生物) (mg/L)	表底	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	
健康項目	カドミウム (mg/L)	表底					<0.003						<0.003	0 / 2	<0.003	～	<0.003	<0.003	
	全シアン (mg/L)	表底					N.D						N.D	0 / 2	N.D	～	N.D	N.D	
	鉛 (mg/L)	表底					<0.005						<0.005	0 / 2	<0.005	～	<0.005	<0.005	
	六価クロム (mg/L)	表底					<0.02						<0.02	0 / 2	<0.02	～	<0.02	<0.02	
	ヒ素 (mg/L)	表底					<0.005						<0.005	0 / 2	<0.005	～	<0.005	<0.005	
	総水銀 (mg/L)	表底					<0.0005						<0.0005	0 / 2	<0.0005	～	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀 (mg/L)	表底					<0.0005						<0.0005	0 / 2	<0.0005	～	<0.0005	<0.0005	
	P C B (mg/L)	表底					N.D						N.D	0 / 1	N.D	～	N.D	N.D	
	ジクロロメタン (mg/L)	表底					<0.002						<0.002	0 / 2	<0.002	～	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素 (mg/L)	表底					<0.0002						<0.0002	0 / 2	<0.0002	～	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	表底					<0.0004						<0.0004	0 / 2	<0.0004	～	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	表底					<0.002						<0.002	0 / 2	<0.002	～	<0.002	<0.002	
	トリス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	表底					<0.004						<0.004	0 / 2	<0.004	～	<0.004	<0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	表底					<0.0005						<0.0005	0 / 2	<0.0005	～	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	表底					<0.0006						<0.0006	0 / 2	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン (mg/L)	表底					<0.001						<0.001	0 / 2	<0.001	～	<0.001	<0.001		
アトクロロエチレン (mg/L)	表底					<0.0005						<0.0005	0 / 2	<0.0005	～	<0.0005	<0.0005		
1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	表底					<0.0002						<0.0002	0 / 2	<0.0002	～	<0.0002	<0.0002		
チウラム (mg/L)	表底					<0.0006						<0.0006	0 / 2	<0.0006	～	<0.0006	<0.0006		
シマジン (mg/L)	表底					<0.0003						<0.0003	0 / 2	<0.0003	～	<0.0003	<0.0003		
チオベンカルブ (mg/L)	表底					<0.002						<0.002	0 / 2	<0.002	～	<0.002	<0.002		
ベンゼン (mg/L)	表底					<0.001						<0.001	0 / 2	<0.001	～	<0.001	<0.001		
セレン (mg/L)	表底					<0.002						<0.002	0 / 2	<0.002	～	<0.002	<0.002		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	表底	<0.014	<0.014	<0.014	0.017	<0.014	0.15	0.10	0.10	0.099	0.058	<0.014	<0.014	0 / 12	<0.08	～	0.15	0.09	
ふっ素 (mg/L)	表底					1.1						1.2	2 / 2	1.1	～	1.2	1.2		
ほう素 (mg/L)	表底					3.7						4.8	2 / 2	3.7	～	4.8	4.3		
1,4-ジオキサン (mg/L)	表底					<0.005						<0.005	0 / 2	<0.005	～	<0.005	<0.005		

表2-1-6 大阪湾の水質調査結果(2/2)

特 殊 項 目	フェノール類 (mg/L)					<0.005								<0.005	0 / 2	<0.005 ~ <0.005	<0.005
	銅 (mg/L)					<0.005								<0.005	0 / 2	<0.005 ~ <0.005	<0.005
	亜鉛 (mg/L)		0.002		0.004	0.003			0.003		0.003			<0.001	0 / 6	<0.001 ~ 0.004	0.003
	鉄(溶解性) (mg/L)					<0.08								<0.08	0 / 2	<0.08 ~ <0.08	<0.08
	マンガン(溶解性) (mg/L)					<0.01								0.01	- / 2	<0.01 ~ 0.01	0.01
	全クロム (mg/L)					<0.03								<0.03	0 / 2	<0.03 ~ <0.03	<0.03
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)					<0.01								<0.01	0 / 2	<0.01 ~ <0.01	<0.01
	クロロフィルa (μg/L)		7.5	2.4	6.4	0.6	1.0	4.4	0.4	0.9	2.0	0.6	5.2	1.5	- / 12	0.4 ~ 7.5	2.7
	アンモニア性窒素 (mg/L)	表底	0.02	<0.01	0.01	0.04	0.03	0.06	0.04	0.09	<0.01	0.03	0.02	<0.01	- / 12	<0.04 ~ 0.09	0.05
	硝酸性窒素 (mg/L)	表底	0.02	0.03	0.02	0.09	0.04	0.03	0.01	0.05	<0.01	0.04	0.02	<0.01	- / 12	<0.04 ~ 0.09	0.05
亜硝酸性窒素 (mg/L)	表底	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.12	0.09	0.08	0.09	0.05	<0.01	<0.01	- / 12	<0.04 ~ 0.12	0.06	
その他項目	リン酸性リン (mg/L)	表底	<0.004	<0.004	<0.004	0.007	<0.004	0.037	0.012	0.021	0.009	0.008	<0.004	<0.004	- / 12	<0.04 ~ <0.04	<0.04
	リソリン酸 (mg/L)	表底	0.005	0.007	0.011	0.021	0.011	0.033	0.015	0.021	0.009	0.009	<0.004	0.004	- / 12	<0.04 ~ <0.04	<0.04
	リン酸 (mg/L)	表底	<0.003	<0.003	<0.003	0.005	<0.003	0.031	0.014	0.019	0.018	0.017	<0.003	<0.003	- / 12	<0.003 ~ 0.031	0.010
	S S (mg/L)	表底	0.011	0.012	0.014	0.011	0.012	0.026	0.020	0.019	0.018	0.017	0.004	0.011	- / 12	0.004 ~ 0.026	0.015
	V S S (mg/L)	表底	3	2	2	1	<1	2	<1	3	1	5	2	3	- / 12	<1 ~ 5	2
	濁度 (Nephelometric turbidity unit)	表底	2	1	2	2	3	5	4	5	2	3	3	4	- / 12	1 ~ 5	3
		表底	1	1	2	1	<1	1	<1	1	1	2	1	2	- / 12	<1 ~ 2	1
		表底	<1	<1	1	1	1	<1	1	1	1	1	1	1	- / 12	<1 ~ 1	1
		表底	3.1	1.1	1.5	0.4	0.8	0.8	0.4	2.3	1.1	1.7	2.4	1.0	- / 12	0.4 ~ 3.1	1.4
		表底	1.9	1.0	1.3	0.9	2.0	1.7	3.2	2.8	1.1	1.8	2.5	1.3	- / 12	0.9 ~ 3.2	1.8
要 監 視 項 目	E P N (mg/L)																
	クロロホルム (mg/L)																
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)																
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)																
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)																
	イソキサチオン (mg/L)																
	ダイアジノン (mg/L)																
	フェニトロチオン (mg/L)																
	イソプロチオラン (mg/L)																
	オキシン銅 (mg/L)																
クロタロニル (mg/L)																	
プロピザミド (mg/L)																	
ジクロロボス (mg/L)																	
フェノバルブ (mg/L)																	
イプロベンホス (mg/L)																	
クロルニトロフェン (mg/L)																	
トルエン (mg/L)																	
キシレン (mg/L)																	
フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)																	
ニッケル (mg/L)																	
モリブデン (mg/L)																	
アンチモン (mg/L)																	
その他項目	塩分 (-)	表底	27.27	30.69	29.78	29.77	29.44	28.23	29.22	31.94	32.34	32.11	31.29	31.51	- / 12	27.27 ~ 32.34	30.30
		表底	32.25	32.07	32.38	31.20	31.63	30.42	31.30	31.96	32.34	32.12	32.12	32.38	- / 12	30.42 ~ 32.38	31.85
	フェオフィチン (μg/L)		4.0	1.2	3.6	0.2	0.2	2.7	0.6	0.6	0.5	0.3	3.8	2.3	- / 12	0.2 ~ 4.0	1.7
	非イオン界面活性剤 (mg/L)																
電気伝導率 (mS/m)	表底	3980	4450	4180	4220	4230	3900	3910	4120	4310	4190	4130	4160	- / 12	3900 ~ 4450	4150	
	表底	4620	4620	4540	4330	4520	4110	4130	4140	4290	4200	4230	4280	- / 12	4110 ~ 4620	4330	
大腸菌数 (個/100mL)			<1			<1				<1			<1	- / 4	<1 ~ <1	<1	

<備考> COD(75%値) : 表層- 2.5 (mg/L)、全層- 2.4 (mg/L)

* <層>が空欄の項目は表層のデータを示している。

資料：平成30年度の調査結果(暫定値)「大阪湾の水質調査結果」

(5) 公害苦情の状況

泉佐野市における公害の苦情件数の推移を表2-1-9に示す。

平成30年度に市へ寄せられた公害等相談は、100件でした。そのうち、廃棄物の野外焼却行為等による廃棄物の不適正処理が44件と最も多く全体の約半数を占めています。それ以外では、騒音に関するものが18件と最も多く、次いで水質汚濁14件、大気汚染12件、悪臭10件、振動2件となっています。また、騒音の発生源としては建築工事等9件、カラオケ等の音響機器2件、製造工場等1件、その他6件となっています。

表2-1-9 公害苦情件数の推移

年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成30年度	12	14	18	2	10	44	100

資料：泉佐野市役所 生活環境課 公害相談の状況

2. 2 環境保全を目的とした法律等による指定・規制の状況

(1) 規制基準等

改修施設の稼働に伴い適用される法令等を表2-3-1に示す。

なお、ここで掲載した値は、「第1章 事業の概要」及び「第4章の生活環境影響調査の結果」の施設管理目標として用いることとする。

表2-3-1 改修施設の稼働に伴い適用される法令等

適用法令等の名称		適用有無	根拠
改修施設の稼働に伴い適用される法令等	大気汚染	大気汚染防止法	× 改修施設では、し渣や脱水汚泥は場外搬出とし、場内での焼却を行わないこととしている。 このため、法施行令別表第1に定める「ばい煙発生施設」別表第1の2に定める「揮発性有機化合物排出施設」、別表2の2に定める「一般粉塵発生施設」、別表第6に定める「指定物質排出施設」には該当しないため、当該基準は適用されない。
		ダイオキシン類対策特別措置法（大気排出基準）	× 改修施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の大気基準対策施設に定める施設に該当しないため、適用されない。
	騒音	騒音規制法	○ 騒音規制法第4条、大阪府生活環境の保全に関する法律条例第84条に基づき、当該基準は適用される。
	振動	振動規制法	○ 振動規制法第4条、大阪府生活環境の保全に関する法律条例第84条に基づき、当該基準は適用される。
	悪臭	悪臭規制法	○ 悪臭防止法「臭気指数規制」に基づき改修施設敷地境界であるため、当該基準は適用される。
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○ 改修施設は法施行令第1に定める特定施設（72号）に該当し、当該基準は適用される。
		ダイオキシン類対策特別措置法	× 対象施設は、法施行令表第2に定める「水質基準対象施設」に該当しないため、当該基準は適用されない。
	廃棄物処理法	○ 改修工事は、法第8条1項に定める「し尿処理施設」に該当するため、当該基準は適用される。	

第3章 調査項目の設定

廃棄物処理法第8条第3項に基づく生活環境影響調査書の基本的な考え方は、「調査指針」にある。「第1章 序章 3. 生活環境影響調査の基本的考え方」等に基づくものとする。

ここでは、生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（以下、「調査項目」という。）との関係を整理した上で、調査項目を選定するとともに、現況把握や予測・評価の対象となる項目を設定した。

3.1 対象とする施設の種類

対象施設は現有施設の改修を計画している一般廃棄物処理施設「泉佐野市田尻町清掃施設組合 第1事業所」であり、廃棄物処理法第8条第1項の政令で定めるし尿処理施設に該当する。

なお、事業地の全体配置図は図1-4-5に示した通りである。

3.2 調査の項目と選定

(1) 「調査指針」に準拠して定めた調査項目

「調査指針（し尿処理施設）」に準拠して定めた調査項目を表3-2-1に示す。

表3-2-1 調査項目の設定

調査事項		生活環境影響要因	処 施	施	悪 施	運 し
		生活環境影響調査項目（調査項目）	理 設	設	臭 設	搬 尿
			水 か	の 稼	の か	行 車
			の ら	働	漏 ら	兩 等
			流 の		洩 の	の 走
大 気 環 境	大気質	二酸化窒素 (NO ²)	—	—	—	—
		浮遊粒子物質 (SPM)	—	—	—	—
	騒音	騒音レベル	—	—	—	—
	振動	振動レベル	—	—	—	—
	悪臭	特定悪臭物質濃度、 または臭気指数（臭気濃度）	—	—	—	—
—		—	—	—	—	—
水 環 境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	—	—	—	—
		または、科学的酸素要求量 (COD)	—	—	—	—
		浮遊物質 (SS)	—	—	—	—

「—」印は、改修施設の事業内容を考慮し、調査項目にしなかった項目

「○」印は、「調査指針」に標準的な調査項目として例示している項目であり、選定した項目

(2) 「調査指針」以外に、別途設定した調査項目

「調査指針」以外に、別途設定した項目ない。

(3) 調査項目に選定しなかった項目及び理由

調査項目に選定しなかった項目とその理由を表3-2-2に示す。

なお、選定しなかった項目は、「調査指針」で調査を除外できる理由に該当するものを選定した。

表3-2-2 調査項目に選定しなかった項目とその理由

項 目	選定しなかった理由
施設処理水の放流	<p>改修施設の施設処理水は現有施設と同じ雨水管を經由し大阪湾へと放流される。</p> <p>改修施設から放流される水質と、現有施設放流水質を比較すると放流量、水質濃度が低減されて放流される。</p> <p>(表1-4-3 施設の概要)の通り。</p> <p>以上の事由は『調査指針』に示される生活環境への影響の発生が想定されない理由に該当するものと判断し、調査項目から除外する。</p>
施設の稼働	<p>改修施設では、表3-2-1に示す騒音・振動の主な発生源であるブロワ・ファン等の削減・停止するため、改修後の施設の稼働による影響は改修前よりも小さくなることが見込まれる。</p> <p>よって、騒音・振動への影響が低減されると考えられることから調査項目から除外する。</p>
施設からの悪臭の漏洩	<p>悪臭の補足方法、圧送方法、処理方法共に変更は無くさらに、老朽化した臭気用活性炭の更新を行い悪臭処理を行ため、改修施設では、悪臭の発生個所、発生量、悪臭濃度に変更はない。</p> <p>よって、悪臭の影響が同程度と考えられることから調査項目から除外する。</p>
し尿等の運搬車両の走行	<p>し尿等運搬車両の走行について、改修施設に搬入・搬出車両の増加を調査した。表1-5-1 し尿等運搬車両の搬入計画で示す通り日量約23台の増加が見込まれる。(熊取町殿搬入実績年間平均)</p> <p>改修施設にアクセスする主要路線は、一般国道26号線であり平成27年度実績で日量約24,400台の車両の通行があり、増加率は0.001%増であることから、大気質に大きな影響はないと考えられることから調査項目から除外する。</p> <p>【資料：大阪府ホームページ 交通量調査箇所数(大阪府内)】</p> <p>表3-2-3</p>

表 3 - 2 - 3 交通量調査箇所数 (大阪府内)

交通調査基本区間番号	道路種別	路線名	区間起終点 (接続路線等)		管理区分	区間延長 (km)	交通量調査単位区間番号	観測地点名			時間交通量		
			上段：起点側	下段：終点側				市郡	区町	丁目	歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付き二輪車類 (台)
27300260640	3	一般国道26号	一般国道481号 日根野羽倉崎線		1	1.3	10450	泉南市北野					

自動車類12時間交通量							自動車類 24時間 交通量 (台)	昼夜率	昼間12時間		平日12時間 混雑度	車線数	混雑時平均旅行速度		交通量調査単位区間番号	自動車類交通量		平日12時間 混雑度	混雑時平均旅行速度	
小型車		大型車			合計	大型車混入率			ピーク比率	上り			下り	上り		下り	12時間		24時間	上り
乗用車 (台)	小型貨物車 (台)	計 (台)	バス (台)	普通貨物車 (台)	計 (台)	合計 (台)	(%)	(%)	(km/h)	(km/h)		(台)	(台)	(km/h)	(km/h)					
		16,726			2,072	18,798	24,392	1.30	11.0	9.9	0.75	4	26.2	27.9	10400	25,563	34,666	0.96	29.0	34.4

【資料：大阪府ホームページ 交通量調査箇所数 (大阪府内) 】

第4章 総合的な評価

4.1 施設の設置並びに維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

(1) 環境監視計画

①管理体制

管理体制を次の通り定める。

- 施設の機能を維持するため、運転管理マニュアル等に従って、適正な管理を行う。
- 施設を毎日パトロールし、機器の日常点検、保守点検、定期点検を適切に実施する
- 万が一、異常が確認された場合には、迅速に適切な措置を講じるとともに原因究明する。また、必要に応じて、関係機関や地元住民に連絡・広報する。
- 施設の維持管理に関する日常点検や定期点検、検査その他の措置の記録を作成し3年以上保管する。また、各種の維持管理記録簿に指示や値等を記入し、正常な範囲にあることを確認する。
- 環境管理・保全技術の情報収集や各種の講習会等に参加し、環境保全の向上に務める。
- 設備機器は、適切な維持管理により、機能維持や延命化を図るとともに、更新が必要設備に対しては計画的な更新を行う。

②環境監視計画

環境測定頻度を表4-1-1に示す。また、施設管理目標は表1-4-4に示した通りである。

定めた環境監視計画に基づく環境モニタリングを適切に実施していくことで、施設の稼働状況や周辺環境への影響を把握するものとする。

表4-1-1 環境測定頻度

項 目		単 位	測 定 頻 度	備 考
放流水の水質	水素イオン濃度 (pH)	-	月1回	大阪湾へ放流
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	月1回	
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	月1回	
	浮遊物質 (SS)	mg/L	月1回	
	大腸菌群数	個/cm ³	月1回	
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	月1回	
	燐含有量 (T-P)	mg/L	月1回	
騒音	騒音	dB	必要に応じ	敷地境界線上
振動	振動	dB	必要に応じ	
悪臭	臭気指数	-	必要に応じ	

4. 2 現況把握、予測、影響の分析の結果整理

現況把握、予測、影響の分析の結果整理は、表4-2-1に示すとおりである。

なお、施設からの影響について結果整理を行う。

表4-2-1 現況把握、予測、影響の分析の結果整理

項目		現況把握の結果と予測の結果				評価基準	評価の結果	
水質	施設からの排水による影響	排水基準	【事業地の敷地境界：放流水質】				事業地からの放流水質で左記の施設管理目標を維持すること。	事業地の敷地境界における放流水の状況は次の①～②の理由から改修施設において現況より低減されることが見込まれる。 ①改修施設では、好気性消化処理方式から標準脱窒素処理方式に変更する事により、窒素濃度及び放流水量が低減される。 ②水用活性炭吸着塔を増設する事により、放流水質の高度処理を行う。 よって、生活環境への影響は、無いものと考えられる。
			項目	現況	将来	施設管理目標		
			pH	5.8~8.6	現況と同程度	5.8~8.6		
			BOD	10(30)	現況と同程度	10(30)		
			COD	15(23)	現況と同程度	15(22.5)		
			SS	10(70)	現況と同程度	10(70)		
			大腸菌群数	750(1000)	現況と同程度	750(1000)		
			T-N	25(40)	現況より低減	20(20)		
			T-P	1(2)	現況と同程度	1(2)		
放流量	2,667	現況と同程度	1,430					
騒音	施設からの騒音による影響	騒音	【事業地の敷地境界：騒音】				事業地の敷地境界線上で左記の施設管理目標を維持すること。	事業地の敷地境界における騒音の状況は次の①～②の理由から改修施設において現況より低減されることが見込まれる。 ①改修施設では、騒音の主な発生源であるブロワ・ファン等の稼働台数を削減・停止する。 ②ブロワの合計出力低減による騒音発生源の低下。 よって、生活環境への影響は、無いものと考えられる。
			項目	現況	将来	施設管理目標		
			騒音(夕)	55	現況と同程度もしくは低減	60以下		
騒音(夜間)	52	現況と同程度もしくは低減	55以下					
振動	施設からの振動による影響	振動	【事業地の敷地境界：振動】				事業地の敷地境界線上で左記の施設管理目標を維持すること。	事業地の敷地境界における振動の状況は次の①～②の理由から改修施設において現況より低減されることが見込まれる。 ①改修施設では、振動の主な発生源であるブロワ・ファン等の稼働台数を削減・停止する。 ②ブロワの合計出力低減による振動発生源の低下。 よって、生活環境への影響は、無いものと考えられる。
			項目	現況	将来	施設管理目標		
			振動(昼間)	<30	現況と同程度もしくは低減	65以下		
振動(夜間)	<30	現況と同程度もしくは低減	60以下					

悪臭	施設からの悪臭の漏洩による影響	臭気指数	【事業地の敷地境界：臭気指数】				事業地の敷地境界線上で左記の施設管理目標を維持すること。	事業地の敷地境界における悪臭の状況は次の①～③の理由から改修施設において現況と同程度もしくは低減されることが見込まれる。 ①改修施設では、悪臭の発生箇所、発生量、悪臭濃度に変更はない。 ②悪臭の補足方法、圧送方法、処理方法共に変更が無い。 ③老朽化した臭気用活性炭の更新を行い悪臭処理を行う。 よって、生活環境への影響は、無いものと考えられる。
			項目	現況	将来	施設管理目標		
			臭気指数	10未満	現況と同程度もしくは低減	10以下		
大気	施設からの大気への影響	排出基準	【事業地の敷地境界：排出基準】				該当なし	事業地において、ばい煙発生施設が無いため改修後においても大気汚染への影響はないものと見込まれる。 また、搬入車両の増加による大気汚染への影響についても搬入車両の増加量が0.001%であることから、生活環境への影響は、ほとんど無いものと考えられる。
			該当施設なし					